

軽度者レンタルの確認書について

要支援 1 または 2、要介護 1 の者に対する車いす（付属品含む）・特殊寝台（付属品含む）・床ずれ防止用具・体位変換器・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフト（つり具の部分を除く。）・自動排泄処理装置の貸与は原則として介護保険給付の対象とはなりません。国で定める福祉用具が必要な状態にあたる方については、例外的に貸与が認められています。特殊寝台（付属品含む）・床ずれ防止用具・体位変換器・認知症老人徘徊感知機器・自動排泄処理装置の利用が必要と判断され、厚生労働大臣が定める告示に該当しない場合は、「軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いの特例に関する確認について（依頼）」を提出してください。その際、「〇〇病院」の「〇科」の「（貸与の理由となる疾病等を診察している）〇〇医師」が「〇〇（状態像）の理由」で「〇〇用具の利用が必要」という意見の記載を確認します。軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについては、あくまで例外的措置であるという原則をもとに、利用者の状態及び当該福祉用具貸与の必要性を慎重に精査し、適切なケアマネジメントに基づき申請をお願いします。特に、認定更新に伴う継続利用については、アセスメントの上、必要性の判断をお願いします。本市で必要性を確認した上で、承認できかねることもありますので、ご了承ください。

【疑義事例】

| No. | 申請の理由 | 意見 |
|-----|---|---|
| 1 | 特殊寝台の貸与が必要な理由「身体の痛みため。」（継続利用） ※認定調査時の記録：特殊寝台は荷物が置いてあり腰を掛けられる状態ではない。痛みがひどいため座椅子に腰かけて就寝しており、特殊寝台は週に1回程度利用している。排泄、入浴は自立。自身の運転で外出。 | 痛みのある時にベッドを使用できるように環境の整備の検討をお願いします。 |
| 2 | 特殊寝台の貸与に対する医師の意見「この年齢まで1人でひとり暮らしを頑張っておられる。痛みが抑えられているのも介護ベッド含め、現在のサービスのおかげである。」（継続利用） | 左記は医学的所見ではありません。疾病や心身の状況から必要性を記載してください。 |
| 3 | 特殊寝台の貸与が必要な理由「経年劣化でマットレスが硬い。」 | 老朽化は理由になりません。疾病や心身の状況から必要性を記載してください。 |
| 4 | 特殊寝台の貸与が必要な理由「高齢のため。」 | 高齢だけでは理由になりません。疾病や心身の状況から必要性を記載してください。 |
| 5 | 申請理由「現在は利用する予定はないが、状態の変化により今後必要になったときに事務手続きが大変なのであらかじめ申請する。」 | 心身の状態が変わったのであれば、申請書の内容も変わります。必要な時に申請してください。また、状況に応じて認定の変更申請を検討してください。 |